東洋史研究
第二十六卷 第二號 昭和四十二年九月三十日發行

唐代の「流庸」について

中川學

一

唐代兩稅法の成立過程にみられる顯著な現象の一つとして、客戶の增大とその國家財政制度上における合法化のうごきに注目するならば、當然のことながら、その過程における制度的客戶の租稅負擔の變遷が具體的にあきらかにされねばならず、しかも史料的制約のために研究は遲々として進まず、若干の整理が可能になるごとに必要に應じてはいくらかの推測をも敢えてまじえながら、私なりの假說をたてつつあるのであるが、現在までに知ることのできた範圍內では、制度的客戶の租稅負擔は概略つぎのような變化をしめしている。[1] すなわち、開元一一年（723 AD）に輕く稅して官に入れる方式がはじめて採用されて以後、翌開元一二年には土宜に應じて納稅するというかたちで輕稅方式が恒常化され、安史の亂後、寶應元年（762AD）になって差科額を居人の半額に定めることとなり、土戶にたいする客戶の擔稅比率がはじめて明示され、ついで廣德二年（764AD）には客戶は土戶と同じく編戶の民として處遇され戶等差による等率課稅への方向をとり、大曆四年（796AD）には、客戶は土戶と等率に八等戶七百文・九等戶五百文の稅錢を負擔すべきことが定められ、つ

いに建中元年（789AD）の兩税法制定によって、原則上、客戸は大暦四年のような戸等制限もなくなり、土戸と客戸の税制上の區別は一切撤廢され同一戸等は同一税額を錢納するたてまえになった。

ところで、そのような租税負擔が可能になるための前提として、從來、私は客戸が逃棄田を承佃することによって自立化の道をあゆむ點に注目してきたのであるが、[2] それは客戸概念のもつ制度的側面については可能なかぎりの事實究明に努めつつも、その實體的側面への追究を充分に展開しえなかったために、制度的客戸の自立化過程の分析そのものも逃棄田の承佃という一面のみにかぎられざるをえなかった。[3] その後、客戸が移住戸であるということに卽して唐以後の中國史を通觀してみると、その延長線上によこたわる「客家」の問題にも正面から取組む必要があると考えざるをえなくなり、[4] 客家史を包含しうるようなかたちで客戸の實態をとらえるためには、いますこし唐の客戸概念の實體的側面を掘り下げておかねばならない、と考えるにいたった。

そこで、實體概念を問題にするのであるから、制度用語的な史料表現でもある「客戸」の語を一度はなれて、移動なり流徙なりの現象に注目し、そのなかで實體的客戸の像を描き出すこころみをしてみたいのであるが、その手はじめとして、問題を、唐代の「流庸」に限定して考えることにする。そのばあい、「流庸」をもそのなかにふくむ唐代の雇傭勞働一般に關しては、菊池英夫氏の綜括的な展望論文「唐宋時代を中心とする所謂「雇傭勞働」に關する諸研究」（『東洋學報』四三ノ三、一九六〇）に教えられるところが多い。ただし、本稿は、雇傭のなかでも流庸に密接な關係をもつものだけに問題をしぼるものであるから、菊池氏の問題提起のごく一部分にかかわるにとどまる。

二

「流庸」の語が唐代において括戸政策との關連において用いられた最初の例は、管見のかぎりでは、開元三年（715AD）三月一五日の蘇頲による「處分朝集使敕八道第二」に、[5] 農業振興の成果がまだあげられていないことを述べた後、

流庸返る莫し。且つ四方の事は廣く、一人の獨化するに非ず。……卿等州に至り、遞いに相勵勗して、孤弱を勤邺し、耕桑を勤率し、各おの清勤を效し、或は隳怠すること無かれ。

といって、流庸の復歸しないことを憂え、朝集使に命じてかれらを農業に安定させようとしており、したがって、流庸者の多くが現に離農狀態にあることが問題になっているものと理解してよいであろう。

第二例は、開元二一年（733AD）四月一日の張九齡による「處分朝集使敕五道」の第四であって、[6] 近年、天下の浮逃戸を所在地において附籍し差科を納めさせ、隱匿することを禁じたのであるが、

聞くが如くんば、長吏、甚しくは心を存せず、流庸をして更に滋から令めるに致り、前弊未だ革まらず。……逃者の租庸は、類多く乾沒す。長吏明察すれば、豈に其れ然らん乎。毎年、別に須らく省に申して、多少を比類し、以て殿最を爲せ。

というように、行政的管理を強化することによって、流庸の增大を抑制しようとしているのであり、それによって離農者を歸農せしめることが本勅全文の趣旨である。

第三例は、右と同じ勅の第五であり、[7] 逃戸の戸籍が削除されずに殘存していることから攤逃の弊害が生じてくるのは、その戸籍を削除しないことによるのではなく、朝集使をはじめ地方官の監督が不充分なためなのであって、もし逃戸の戸籍を削除して逃移を認めるような方法をとれば姦僞は一層激しくなるであろう、[8] と述べた後、

卿等州縣に至り、朕の此の意を將って、優柔慰勉し、各おの心を用いて流庸を招撫し、本業に綴居せ令め、浮逃の費すを免れ使めよ。是れ弊を救うの先爲り。

という。すなわち流庸狀態にある逃戸を本籍地へ歸還せしめて歸農させようとしており、流庸すれば浮逃の費がかさむ、と意識されている。このばあいの浮逃の費は、流庸者ないし逃戸本人にとっての出費と考えるのが當然であろうが、後述の問題をさきどりして言えば、それら個々の流庸者の出費[9]の源泉となる收入が結局は國庫支出ないしそれに準ずる支配者

側の支出によって生じる、という意識に根ざして、浮逃や流庸という事態にともなう國庫の浪費、という意味をも支配者の側からするならば含みうると考えられる。

第四例は、「天寶三年を改めて載と爲す制」で、[10]逃亡を理由として租税を親隣の者に代納させることを禁止した後、

凡そ黎獻に在りては、寔に存恤に資す。一たび生業を失えば、則ち流庸して歸らざること、毎に懷い軫む。深く憐憫す可し。

といい、生業を離失して流庸したばあいに歸農することが困難になる狀況を憂慮しているのである。

以上の四例はいずれも天寶以前の詔勅であり、且つ「流庸」の復歸（歸農）しない傾向を問題とする點に共通性がみとめられる。これにたいして、大曆以後の諸例にあっては、以下に掲げるごとく、流庸が復歸したことを記したものが多い。すなわち、第五例として、舊唐書卷一二九・張延賞傳に、

大曆二年、河南尹を拜し營田副使に充てらる。河洛久しく兵衝に當り、閭井丘墟となる。延賞、身を勤め下を率い、政は簡約を尚び、河渠を疏導し、宮廟を修築す。數年間にして、流庸歸附し、邦畿完に復す。詔書して褒美せり。

とあり、安史の亂によって荒廢した洛陽一帶が、河南尹張延賞の治政よろしきを得て、大曆二年以後數年のうちに復興し、流庸が歸附した、というのである。このばあいに、流庸者がどのようにして歸附してきたのかが問題になるのであるが、復興したから歸附した、と解するよりはむしろ復興事業そのものに參加するコースをたどって歸附してきた、と考える方が、後述の諸史料から推定される現實に適合すると思われる。いいかえれば、張延賞のおこした土木工事、すなわち河渠の疏導と宮廟の修築に、流庸者が集まってきて、張延賞の掌握するところとなり、その工事が完了するとともに歸農附籍せしめられた、という過程を踏んだのではあるまいか。

この推定をたすける資料にもなるが、流庸に關する史料の第六例は、同じく大曆年間の湖州についてしるした顏眞卿の「梁吳興太守柳惲西亭記」である。[11]それによれば、

湖州烏程縣の南水亭は卽ち梁の吳興太守柳惲の西亭なり。……梁武帝の天監十六年正月に起つ所なり。……日月滋く深くして、室宇將に壞れんとす。……邑宰李清、請うて之れを修するに、以て衆に君子の意を據べ、役するに費を煩らわさず、財に羨餘有り。人之れを知る莫くして而して斯の美具わる。清は皇家の子、名公の胤、忠肅明懿にして以て其の身を將い、清簡仁惠にして、以て其の政を成す。絃歌すること二歲にして、而して流庸の復する者、六百餘室、廢田の墾する者三（全唐文は二に作る）百頃、浮客の臻まり湊ること二千に迨び、桑を種え畜養するもの數萬に盈（文集は盈に作る）つ。……大曆一紀之首夏なり。

とあるごとく、李清の善政によって、流庸が六百餘室も復歸し浮客二千があつまってきたというのであるが、このばあいにも、南水亭の修復事業等の「役」にまず招集した流庸を、工事のあとで廢田開墾に從事させ、そうすることによって、二、三百頃の田を開墾した、と考えられるのではあるまいか。それにしても何故に、このような土木工事に流庸者があつまってくるのであろうか。この李清のばあいには、「役するに費を煩らわさず」となっており、その結果として「財に羨餘有り」ということが強調されているのであるが、逆に考えるならば、當時一般には、このような工事のためにすくなからざる出費を要したのであって、その費用が流庸者の收入になっていくのであり、後述するように、流庸的雇傭勞働の對價としての傭錢等が支拂われればこそ、このような土木工事に流庸があつまるのであろう。

そのような雇傭機會は土木工事に限定されるものではなく、流庸に直接關係ある資料の第七例、陸贄の貞元元年（785 AD）「大郊大赦天下制」によれば、[19] 關輔畿內の飢饉を救濟するため、

宜しく度支をして江西・湖南の見運して襄州に到るの米十五萬石を取らしめ、法を設けて般んで上郡に赴かしめ、以て百姓の荒饉を救うべし。如し山路險阻にして、運輓通じ難ければ、仍ち貧人を召し、其れをして般運せ令め、米を以て脚價に充て、務めて流庸をして全活せ令めよ。

といい、江西・湖南から襄州に運搬された米一五萬石を長安へ回送し、その陸路の運送には貧人を召募して運送料「脚

價」を米で支拂い、そうすることによって流庸の救濟をはかったのである。この種の運送料は現物支給のばあいもあれば、又、錢額によって表示されたばあいもあり、たとえば、宣州刺史裴耀卿の開元一八年（730AD）における上奏の一文に、[13]

今若し且つ武牢・洛口等の倉を置き、江南の船が河口に至れば卽ち却還し、本州更に其の船を得て運に充て、幷びに減ずる所の脚錢を取り、更に江淮に運び、義倉を變造するならば、毎年十二百萬石を剩得せん。

とあって「脚錢」といい、その後文に、開元二二年（734AD）ふたたび上奏してその提案が採用された結果、

凡そ三年にして七百萬石を運び、陸運之傭四十萬貫を省く。[14] 舊例、東都の含嘉倉に江淮の米を積み、載せるに大輿を以てし、而して西して陝に至ること三百里、率ね兩斛にして傭錢十を計う。此れ耀卿の省く所の數なり。

とあり、大輿にのせて運搬していた從來の方法によれば陸運の傭錢として二斛あたり一〇錢を要したのであるが、新しい回漕方法の採用によってその陸運の傭錢七〇〇萬石分合計約四〇萬貫ほど節約することができた、という。[15] これらの諸例を綜合して考えられることは、流庸の就業機會は土木工事や運輸勞働にもあって、その勞働の對價として傭錢等を獲得し、大曆以後においては、そのような流庸者が傭錢收入を得たのちにふたたび農業に復歸していくばあいもあった、ということである。しかし、これが流庸のすがたのすべてではなく、右のようなありかたをそのなかに含有する流庸の全容をあきらかにするためには、「流庸」の同義資料を調べる必要がある。

三

「流庸」の定義としては、まず第一に、資治通鑑卷二二三四・德宗貞元八年（792AD）八月、陸贄の上奏文中、「今夏、江・淮水潦し、米の貴きこと倍を加え、人多く流庸す」とある箇所に、胡三省が「流とは流徙を謂い、庸とは庸雇を謂う」と注解しており、第二に、漢書卷七・昭帝紀・始元四年（83BC）秋七月詔に、「民、食に匱け、流庸、未だ盡くは

還らず」とある箇所に顔師古が注して「師古曰く、流庸とは、其の本郷を去り、而して行きて人の爲に庸作するを謂う」と説明していることにもとづいて、本郷を去り流徙して何人かのために雇庸されることである、と考えてよい。したがって、流庸の全容に接近するためには、流徙・移動との關連において「庸」「雇」「庸作」等の實態をたずねてみなければならない。

はじめに、「庸」ないし「傭」[16]の流徙と關連ある用例をみるならば、開元一二年（724AD）五月「勸農使を置きて戸口を安撫せしむるの詔」に、[17]

……大軍の後には、必ず凶年有り。水旱相仍り、逋亡滋甚す。此れ自り弊を成し、今に至りて之を患う。且らく親に違い鄉を越ゆるは蓋し已むを獲ざるも、暫らく因りて規避し旋って兼幷を被むる。既に刑網を冒し、復た産業を捐てて、客すれば且に常に懼れ、歸るにも又依るべ無し。此の艱危を積みて遂に流轉を成し、或は人に因りて而して止まり、或は傭力して自資す。土を懷うの思は空盈にして、本に返るの途は遂ぐる莫し。

というごとく、飢饉のためにやむをえず親族と離別して故郷を去り、一時的に他郷に身を寄せているあいだに、故郷の土地は兼併されてしまい、歸郷しようにも依るべとてなく、「客」としての不安な日々、あるものは有力者のもとにおそらくは莊園に入って止宿し、又あるものは「傭力自資」して生計を立てる、という狀況であった。すなわち故郷を離れ轉々として流徙するものには、すくなくとも二つの形態があり、第一のタイプは「人に因り而して止まる」型、第二のタイプは「傭力自資」型をとって生活していることが指摘されている。そこでまず第二の「傭力自資」型が具體的にはどのような狀態にあるのかを考えてみたいのであるが、そのばあいに、「自資」を可能ならしめる「傭力」とは何か、という問いかたをするならば、はじめに「自資」の意味が問われなくてはなるまい。「自資」という語は、唐大詔令集卷一一二・政事・財利におさめる「鹽鐵の價を減ずるの敕」に、

近者、軍事日に增し、榷價日に貴く、穀數斗を以て鹽一升に易えること有るに至る。本末相踰え、科條益ます峻な

り。彼の貧賈を念ずるに、何ぞ能く自資せん。

とあって、鹽の專賣價格が高騰したため貧窮の民が自資できなくなる、という文脈において用いられ、また、舊唐書卷一〇二・元行沖傳を見れば、食物の蓄積や藥物の用意のごとく、主人に仕える賓客を養うことは「亦た蓄聚して以て自資するが猶し」とされ、さかのぼって顏氏家訓・勉學篇では「猶お一藝を爲せば以て自資するを得るがごとし」というように用いられている。說文解字に「資は貨也」とあり、段注が「貨は化也、資は積也」「周禮注に曰く、資は取也」としていることから考えれば、自資とは生活のための物資を自ら取ること、すなわち生計を獨立的に營むこと、というのが元來の語義であると解釋してよいであろう。

さて、そのように獨立の生計を自立的に營むことを可能ならしめる「傭力」の例としては、唐末、昭宗の光化年間（898～900AD）[18]に、

（盧鈞の子）肅、始めて第に登る。俄かに李鵠なる者有り、之に造り、傭力を願う。鵠、善く利を營み、暇日往往にして資を肅に於て反す。此の外に未だ嘗て須いる所を以て意と爲さず。肅、舊業を有す、南陽に在り。常に鵠をして租を徵せ令む。鵠、皆な期の如くにして而して至る。十里を來往して而も未だ嘗て一金をも侵費せず。

というごとく、傭力を願い出て盧肅の雇傭人となった李鵠が、その經理の才能をみとめられて莊園の田租を徵收する管理勞働に從事していた。この李鵠のような者こそ、あの有名な代宗寶應元年（762AD）九月勅[19]に「客戶の若し住みて一年已上を經て自ら貼買して田地を得、農桑を有する者は、莊陰に於て家住すると及び自ら屋舍を造るとを問うこと無く、一切編附して百姓と爲し、差科は居人の例に比べて一半を量減」すると規定された、自立的な客戶の發展したすがたを暗示していると考えられる。[20]そのばあい、開元一二年五月詔において流徙の第二タイプ「傭力自資」が、第一タイプの莊園に止宿する者から區別されていたことを想起するならば、「傭力自資」する流庸の客戶は、右の寶應元年九月勅にいわゆる「自ら屋舍を造る」客戶に近く、もし、自資し得た收入によって田產を貼買し自耕していたならば、そのような「傭力自

資」の流庸者はまさに「自造屋舎」の客戸そのものに他ならなくなる、といえよう。このような「傭力自資」型の流庸的客戸は、寶應元年（762AD）段階において、右にみたごとく、すでに居人すなわち土戸の半額の差科を負擔しうるようになり、やがて建中元年（780AD）の兩税法制定時には土戸と無差別に同額の兩税を負擔しうるまでに成長するのであるが、これよりさき、開元一二年（724AD）には、前述のごとく、「人に因りて止まる」ものから區別しうるようになりつつあった。しかし、それ以前の段階においては、開元九年（721AD）に、

是の月（十一月）、左拾遺劉彤上表して曰く、「……夫れ海を煑て鹽を爲り、山に採りて錢を鑄、木を伐りて室を爲るは、農餘之輩なり。寒くして而して衣無く、饑えて而して食無く、傭賃して自資する者は、窮苦之流なり。……」

とされるように、「傭賃」して「自資」しうるにしてもそれは「窮苦之流」にほかならない、という貧しさが強調されている。さらにさかのぼって長安三年（703AD）には、周知のごとく大谷文書二八三五「甘・涼・瓜・肅に居停せる所の沙州の逃戸」によれば、甘・涼・瓜・肅の諸州へ逃移した沙州の逃戸は、「常に守莊・農作せ遣め、撫恤すること類は家僮の如くにして、好ければ卽ち薄く其の傭に酬い」られたのであって、「傭」の内容としては「守莊・農作」が擧げられており、莊園または莊宅の何らかのかたちにおける管理勞働もふくまれ、そのかぎりにおいては後世のあの李鵠のばあいに通じるものがあるといえるが、待遇の面からみれば家僮と大差なく、報酬も低い狀態におかれていた。しかもこの沙州のばあいには、「自造屋舎」型の存在をみとめることができず、一律に「居停」すなわち止宿せしめられているのである。そして「荏苒して季序し、逡巡して歸らず」ともいわれているのであって、前節に掲げたごとき「流庸して返る莫し」（第一例）とか「流庸して歸らず」（第四例）といわれるもののありかたを示唆している。

いいかえれば、流徙の第一タイプの「人に因りて止まる」形態には、一旦吸引した流庸者を引止めてなかなか歸そうとしない力がつよくはたらいている、ともいえるのであって、右の武周期の敦煌地方の「傭」に先行し且つ同類に屬すると考えられる事例をみれば、舊唐書卷一八五上・王方翼傳に、

方翼の父仁表は、貞觀中、岐州の刺史爲り。仁表卒し、妻の李氏は主の爲に斥ける所となり、鳳泉の別業に居す。時に方翼は尚お幼く、乃ち傭保と與に力を齊しくして、勤作苦心し、功を計りて虛棄せず。數年にして田數十頃を闢き、館宇を修飾し、竹木を列植し、遂に富室と爲る。

とあり、新唐書卷一一一・王方翼傳に、

……方翼尚お幼く、庸保に雜わりて苦を執りて棄てず、日びに田を墾し樹を植え、林埌を治め、牆屋を堅完し、松を燎いて墨を丸め、富家と爲る。

というように、王方翼の別業の田數十頃を開墾し、屋敷を修築し、竹木を植え、墨をつくる等の勞働に「傭保」「庸保」が使われていた。[22] これはあきらかに莊園に居停しているばあいであるが、「傭（庸）保」の用例を調べてみると、かならずしも莊園に止宿することに力點が置かれているわけではなく、むしろまさに「人に因りて止まる」こと一般にかかわるもののようである。すなわち、舊唐書卷一二五・張鎰傳に、德宗期の話として、

……是の夜、楚琳は遂に其の黨王汾・李卓・牛僧伽等と與に亂を作す。鎰、夜に縋して而して走げる。判官齊映は水竇より出る。齊抗は傭保と爲り、荷を負いて而して逃げ、皆な免かれるを獲たり。

とて、嘗て朱泚の部下であった李楚琳が亂をおこしたとき、鳳翔・隴右節度使代の張鎰と軍司馬の齊映・齊抗は仇敵の故を以て逃走したのであるが、そのとき齊抗は傭保に變裝し荷物を背負って逃げのびた、という。[23] 城內にいた齊映と齊抗が脫出をはかったときに、齊映は水竇すなわち下水道を通って城外に出たのであり、齊抗は、城市の內外を通行する運輸勞働にやとわれている傭保をよそおって目的を達したのであって、危急のさいにいちはやく「傭保と爲り」「傭に託す」ことができるだけの素地があったにちがいなく、おそらく、平素、齊抗自身が主人として傭保を運輸勞働等に使っていたのではあるまいか。漢書卷五七上・司馬相如傳に相如が「庸保と雜作して器を市中に於て滌う」とあるのに注して「師古曰く、庸は卽ち賃作する者を謂い、保とは庸の信任す可き者なり」という顏師古の解釋は唐代的感覺で解釋されているとす

れば、とくに「信任す可き者」としての傭人を「傭保」の語で表現したと考えることも可能であり、主人であるところの司馬相如や前掲の王方翼が、「庸保と雜作し」たり「傭保と與に力を齊しくして」「庸保に雜わりて苦を執」ったりしたのは、主人の側の性格にもよるであろうが、そういう主人と、とくに信任された「傭（庸）保」の者とのいわば親密な人間關係が前提となっている、と考えるべきではなかろうか。たとえば、舊唐書卷一〇五・王鉷傳によると、王鉷が術士任海川を杖殺したところ、その噂を洩れ聞いた韋會から侍兒に話がつたわり、さらに傭保の者の耳に入ったのであるが、たまたま傭保のなかの或る者が韋會に憾みを抱いていたことから、王鉷に告げ口をし、ために韋會は王鉷に暗殺された、というように、主人およびその侍兒と近い關係の者の存在がうかがわれる。このように考えるならば、天寶一四載（755AD）一一月、安祿山擧兵の直後、封常清が募兵の必要を上奏したところ、「玄宗、憂に方り其の言を壯とし、翌日、常清を以て范陽節度と爲し、兵を募りて東討せ俾む。其の日、常清驛に乘りて東京に赴き、召募す。旬日にして兵六萬を得たり。皆な傭保・市井の流なり。」というばあいの傭保も、まったく個別的に應召してきた烏合の衆と考えるよりもむしろ何らかの結合關係によってむすばれた傭保の集團が幾組もあつまってきた、と考えてみる餘地もありそうである。その考察はより廣い社會史的視野においてなされるべきであり、本稿では展開しえないが、そのための準備をととのえるためにも、ここでは、農民が都市へ流出したばあいに就職可能な雇傭機會の諸樣相をひきつづき一瞥しておこう。

四

離農的流庸の都市における存在形態とその意義を考えるために、まず、すでに指摘したごとく「傭」と同義の「雇」および「雇作」の事例を調べるならば、舊唐書卷八九・狄仁傑傳に、久視元年（700AD）、武后が大佛像を建造しようとするのを諫めた狄仁傑の言に、

當今有事にして、邊境未だ寧からず。宜しく征鎭之徭を寬やかにし、不急之費を省くべし。設し雇作せ令めれば、皆

な利を以て趨らん。既に田時を失えば、自然に本を棄つ。今、樹稼せずんば、來歳必ず饑えん。

とあって、大佛の營造に民を雇作せしめると農業を放棄してその利にはしる傾向が生じるのである。同じことを新唐書は「就わち顧作せ令めて以て窮人を濟けんも、既に農時を失えば是れが爲に本を棄てる」[⑯]としている。すなわち、このばあいの「雇作」「顧作」は、大佛の營造という臨時の土木工事のための雇傭勞働なのであるが、その時期のゆえに「田時を失う」「農時を失う」ことが憂慮されており、農繁期に雇作の利にはしって耕作をおろそかにする可能性が憂うべき現實問題となっているのであって、もしそのままに放任しておくならば當然その年度の租庸調をおさめられなくなって納税期に逃亡を餘儀なくさせられる危險がよこたわっていたのである。そのような事態がひきおこされるのは、雇作に利が伴なったからにほかならないが、同様の事例は、睿宗卽位のはじめ頃にもみられる。すなわち、舊唐書卷一〇一・韋湊傳に、

明年、春、金仙・玉眞兩觀を起つ。功を用いること巨億。湊、進み諫めて曰く、「陛下、去夏、以て農を妨ぐ。兩觀の作を停めよ。今正に農月なるに、翻って功を興さんと欲す。公主錢を用い庫物を出さざるを知ると雖も、但だ、土木作起し、高く雇人に價すれば、三輔の農人、目前之利に趨り、農を捨てて雇を受け、本を棄てて末を逐う。臣聞く、一夫耕さざれば、天下其の飢を受くる者有りと。臣、竊かに不可なるを恐る」と。帝、應ぜず。

とあり、金仙・玉眞兩公主のために睿宗は韋湊の諫言を無視して道觀の造營を強行したのであるが、そのための巨億の費用が國庫からではなく公主錢から支出されたにしても、問題は、韋湊によれば、その工事の時期にあるのであって、時あたかも農繁期に、高い雇價を出すということになると、三輔近在の農民は本業をなおざりにして「農を捨てて雇を受け」「目前の利に趨る」ことにならざるをえなかったのである。なお、同じことを新唐書卷一一八・韋湊傳は、

景雲の初め、金仙等の觀を作る。湊、諫めて以爲らく、農月に方りて功を興すや、貲は皆な公主に出ると雖も、然も高く售庸に直すれば、則ち農人は耕を捨てて顧を取り、末に趨りて本を棄て、天下其の飢を受くる者有らんを恐る。聽かず。

としている。すなわち、この造營工事「功」のための雇傭勞働「雇」「顧」に從事する者「雇人」にたいしては、その勞働「售庸」への對價「價」「直」が「高」額を以て公主錢から支拂われたのであり、その結果、三輔近在の農民が「目前の利に趨り」「末に趨りて本を棄て」ることとなり、折しも農繁期「農月」であったために憂慮すべき事態が生じた、というのである。このような工事は當時頻繁におこなわれたらしく、舊唐書卷九六・姚崇傳に、「是れより先き、中宗の時、公主・外戚は皆な奏請して、人を度して僧尼と爲し、亦た私財を出して寺を造る者有り。富戸・強丁は皆な經營して役を避けること遠近に充滿せり」といい、舊唐書卷一〇一・辛替否傳に、「方に大いに寺舍を起て、廣く第宅を造り、木を伐りて山を空にするも、梁棟に充てるに足らず、土を運びて路を塞ぐも、牆壁に充てるに足らず」といわれるほどであった。

すでに鞠清遠氏の指摘するところであるが、寺院建築の雇工には、寫經人・鐫經人・裝功德人・描花樣人・造金甎瓦頻茄鴟獸匠人・造青棍甎瓦匠人・石匠人・木匠・碾匠等の多樣な分業がみとめられるのであるが、[31] かれらがどの程度に專業化しえていたかは未詳である。しかし、寫經人のばあいについては、たとえば仁井田陞氏の引用された王紹宗の例のごとく、[32] 僧房に客居して寫經生活を營むこと三十年、その間に寫字料が一か月分の生活をささえるに足るだけたまれば書寫をやめる、という斷續的な「取庸自給」の生活をするものもあった。寫經という知的熟練を要する仕事のばあいには、專門化する可能性が大きいのであるが、そのような特殊技能を必要としない單純な土木作業のばあいには、一般農民の出稼ぎの好對象となったのであろう。しかもそのような土木工事は各件永續するものではないのであるから、一件が完了すれば雇人は解雇されざるをえない。もし、解雇されて直ちにもとの農業に復歸しうるのであれば、單なる一時的な出稼ぎですむのであるが、以上の諸例で問題になっているのは、雇傭に流出するときが農繁期にあたるがゆえに農耕がおろそかにされ收穫納稅の見込みもたたなくなるばあいが多い、ということなのであるから、轉々として別の雇傭機會を求めることにもならざるをえない。それこそ前掲開元一二年五月詔にいうごとく、「客すれば且に常に懼れ、歸るにも又依るべ無し。

此の艱危を積みて遂に流轉を成し」て雇傭を更新することになる、と考えられる。

舊唐書卷八一・李義琰傳にも、

時に關輔大いに飢ゆ。高宗、貧人をして散じて商・鄧に於て食を逐わしむ。義琰、黎人の流轉し此れに因りて還らざらんことを恐れ、固く之れと爭う。是れに因り、旨に忤り、出して梁州都督と爲す。

とあり、永淳元年（682AD）、關輔の飢饉に際し、李義琰の反對をおしきって、高宗は貧人を近くの都市に散ぜしめて「食を逐わせ」たのであるが、結果としては李義琰の心配したように、農民が「流轉し此れに因りて還らざる」事態が生じたのであろう。[23] これらの「流轉」の語は、いわば、流庸して轉々として雇傭機會を遂い求め、故郷に歸還できないでいる貧しい農民の姿を髣髴たらしめるのであって、勿論、一方においては、「人に因りて止まる」方向に追い込まれてゆくものもある反面、逆に、月ぎめ・日ぎめの短期的雇傭關係の方向にむかうものもすくなくなかった、と考えてよい。すなわち、唐代における「月傭」「日傭」の存在は、そのような流轉現象の雇傭關係におけるあらわれであると考えたい。すでに鞠清遠・孔經緯・文君ら諸氏によって議論の焦點とされてきている資料なのであるが、[24] まず、「月傭」「月作人」の例は、太平廣記卷八四・盧鈞に（出典は逸史）、

盧相國鈞、初め及第し、頗る牽費に窘る。俄かに一僕有り、月傭を爲さんことを願う。服飾鮮潔にして、謹幹、常と等しからず。鈞之乏を覩て、往往資する所有り。

とある。すなわち、月傭になることを願い出た「一僕」は、身なりもよく勤勉で主人のために援助することさえあった、というのであるから、前掲の莊園管理人李鵠と同類に屬するもののようである。また、同書同卷・唐慶によれば（出典は摭言）、

壽州の唐慶中丞、京都に栖泊し、偶たま月作人を雇い得たり。頗る專謹を極め、常に錢を言わず。

と、唐慶が長安で雇い入れた月作人もきわめて謹直で「常に錢を言わず」というが、これらの例は、月傭の標準をこえた

例外に屬するがゆえに特筆されたものと考えるべきかもしれない。

つぎに「日傭」であるが、これは仁井田氏によれば、日を單位とする雇傭契約であり、わがくにの所謂日用取の意味をもつと同時にまた一日の給料の意味でも用いられ、「日雇」ともいう。すなわち、太平廣記卷二四三・治生・竇乂に引く乾臏子に、竇乂が貨殖に秀で、長安市中において、破れた麻鞋を回收し加工して法燭をつくったことを記して、

日傭人を雇い、宗賢の西門の水澗に於て、水に從いて其の破麻鞋を洗わしめ、曝乾して廟院の中に貯えたり。……西市にて油靛數石を買い、庖人を雇い執爨せしむ。廣く日傭人を召して、其の破麻鞋を剉り其の碎瓦を粉にし踈布を以て之れを篩い、槐子油靛と合せしめ、役人をして日夜加功して爛擣せしむ。……工人に命じて手を併せて團く握り、例、長さ三尺已下、圓徑三寸、之れを垛して萬餘條を得、號して法燭と爲す。

といい、日傭人・庖人・役人・工人の諸語の用法をみると各々分業關係にあり、すくなくともこの例のなかでは、日傭人は回收した破麻鞋を洗滌し、それを切り刻み、瓦の破片を粉碎して、踈布でふるいにかけ、槐子油靛と混合する、という比較的單純な作業を分擔している。これにたいして、庖人は油靛を煑つめ、役人と工人は仕上げ工程を分擔しており、單に日傭人とよばれるものよりも作業が專門化しているように思われる。勿論、庖人・役人・工人も共にその出身は日傭人と同一でありうるにしても、「日夜加功して爛擣」する役人や、最終工程を擔當する工人は、どうも日用取的存在とは解し難い。これにたいして、日傭人は廣く召募して單純勞働にあてられており、庖人のごとき特殊技能をもたない臨時工の性格をおびているように考えられるのである。

このように考えてくると、「日傭」「日雇」という雇傭の實體は、本節のはじめにとりあげた寺觀造營の土木工事にみられる「雇」「雇作」と同じ種類に屬し、短期的な單純勞働を特徵とすることが推測されるのであって、だからこそ、一面においては轉々として雇傭を更新しつづけて容易に歸農しようとしないものも生じる反面、そのような流轉的雇傭が成功し傭錢・雇價を蓄積しうれば歸農するものもあらわれることになるのであろう。

五

唐代の「流庸」に關する以上の考察を要約すれば、つぎのようにいえるであろう。すなわち、流庸とは本籍地を去って一旦離農の狀態となった農民がその後何らかのかたちの雇傭關係に入ってゆくこと、およびそのような人を意味し、その雇傭關係のありかたによって多様な存在形態をとりうるが、大別して、（一）「人に因り而して止まる」タイプと、（二）「傭力自資」するタイプとにわけられる。この區別は、武周期においては未だみとめることができず、その後、玄宗期から代宗期にかけて、（二）が（一）からしだいに分化成長してくる。この（二）の系列には、自分で建造した家屋に住んで獨立の生計を營む客戸も屬しており、客戸が代宗期以後しだいに土戸なみの擔稅戸に成長する趨勢をみちびいていったのは「傭力自資」型の流庸であったと考えられ、代宗期の宰相元載は、この型に屬すると思われる雇傭人の一つである莊園の管理人から身を起こしたといわれる。このような客戸層の成長にともなって、（一）のタイプのうち莊園に止宿し客坊に居住する流庸も、貼買により田產を獲得し自耕するにいたれば制度的客戸となって擔稅戸へのコースをあゆむのであるが、このタイプの流庸には、莊園に入って耕作勞働その他に從事する雇傭人が多く存在したのみならず、[8] 雇傭主と緊密な關係にある「傭保」がふくまれており、（二）にくらべて國家權力による再把握が困難であったと考えられる。

流庸の存在形態をさらに分類するためには、（イ）單純勞働と、（ロ）熟練勞働とを一規準とすることが有效であり、（ロ）に屬するものは例えば寫經人・包丁等のごとく特殊技能によって雇傭關係を維持するのであるが、これにたいして（イ）に屬するものは、「日傭」「日雇」、ばあいによっては「月傭」「月作人」等、比較的短期の臨時工的雇傭關係に入り、寺院・道觀・宮殿・宗廟等の修築や河渠の疎通等の土木工事に雇作し、對價「傭錢」「雇價」「雇直」を得て、條件さえかなえばその雇傭勞働收入をもって故鄕に歸り農業に復歸する、という例も代宗期頃にはすくなくなかった。しかし、還鄕歸農のための條件が滿たされなければ、短期的な雇傭の完了するごとに新たな雇傭機會を求めて轉々と流庸しつ

づけるか、あるいは、あの（一）の「人に因り而して止まる」狀態へでも入ってゆくことを餘儀なくさせられた、と考えることもできる。

ここで歸農のための條件というのは、兼併問題の他には主として、雇傭機會が農繁期と重なりあわないことであり、もし農繁期に、傭錢收入の得られる雇傭機會がひらかれれば、農民はその「目前の利に趨って」「農時を失い」、その年度の收穫がおぼつかなくなって納稅負擔にたえられなくなるから復歸しなくなる、というのが唐代の正史にみられる論法であった。いいかえてみれば、農繁期でさえなければ、雇傭につくことは許容されるのであって、むしろ逆に、農民が農閑期に出稼ぎの雇傭勞働に從事して傭錢收入を獲得してこなければ到底おさめられないほどの租稅を國家が課していた、というべきであろう。それでも足りないからこそ、農繁期にまで雇傭をくいこませざるをえなかったのであって、兩稅法の成立過程における幾多の雜稅・追加稅の性格は、今後、このような事情をふまえてあきらかにされなければなるまい。

註

① 拙稿「租庸調法から兩稅法への轉換期における制度的客戶の租稅負擔」（一橋大學研究年報『經濟學研究』一〇、一九六五）。なお兩稅法研究史に關する私見は、拙稿「唐代後半期の諸問題」（『社會經濟史學』三一ノ一～五、一九六六）參照。

② 拙稿「唐代の客戶による逃棄田の保有」（『一橋論叢』五三ノ一、一九六五）。

③ ここでいう客戶概念については、拙稿「唐・宋の客戶に關する諸研究」（『東洋學報』四六ノ二、一九六三）參照。

④ 豫備的な研究ノートであるが、拙稿「華南客家史研究序說」（『一橋論叢』五七ノ六、一九六七）參照。

⑤ 唐大詔令集卷一〇三・政事・按察上。

⑥⑦ 唐大詔令集卷一〇四・政事・按察下。

⑧ これは明らかに宇文融の方針に反對するものである。このような張九齡の立場についてはまた別の機會に論ずべき問題がある。

⑨ 離農狀態にある流庸者は、後述のごとく都市生活をいとなむばあいが多く、そのための消費支出は具體的には不詳であるが大きな負擔となったであろうことも想像に難くない。しかしその實證は今後の課題としてのこさざるをえない。

⑩ 唐大詔令集卷四・帝王・改元中。

⑪ 顏魯公文集一三、全唐文卷三三八。

⑫ 唐大詔令集卷六九・典禮・南郊三。

⑬ 舊唐書卷四九・食貨志下。

⑭ 新唐書卷五三・食貨志三は「陸運之傭錢」としるす。

⑮ 漕運米の輸送勞働に客戸が從事した例は武周期にもみられる。すなわち周知のごとく陳子昂の「上軍國機要事」によれば、「……卽日、江南・淮南諸州の租船數千艘、已に鞏洛に至る。計百餘萬斛有り。所司は便ち勒して幽州に往かせ、納めて軍糧に充つ。其の船夫は多く是れ客戸・游手・墮業・無賴の雜色人なり。」とあるとおりであるが、このばあいの客戸は未だ制度化されていない非合法的存在であり、その他の雜色人とから成る所謂船夫は強制勞働的性格がつよいことを上奏全文はものがたっている。したがって、ここでは、開元以後の流庸の一形態としての陸運の傭と同列に論ずることはできない。

⑯ 說文「賃は庸なり。」段注「庸は今の傭の字なり。凡そ僱傭するは皆な庸と曰い、賃と曰う。」玉篇「傭、音は庸、傭賃也。」なお、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』一九三八、第二編第七章・雇傭文書、四二四頁參照。

⑰ 唐大詔令集卷一一一・政事・田農。

⑱ 太平廣記卷二七五・童僕・李鵠。

⑲ 冊府元龜卷四八六・邦計部・戶籍。

⑳ 李鵠の例は周藤吉之氏がすでに引用して莊園の管理人と規定しておられる。同氏「唐末五代の莊園制」（東洋文化一二、一九五三、のちに同氏『中國土地制度史研究』所收）參照。氏はこれらの管理人のなかには後に官吏となって榮達したものもあった、として、宰相元載の例をあげておられる。

㉑ 註①參照。

㉒ 冊府元龜卷四九三・邦計部・山澤一。原文は、開元元年十一月のこととしているが、金井之忠氏の考證によれば、開元九年が正しい。同氏「唐の鹽法」（文化五ノ五、一九三八）による。

㉓ 傭賃は傭・傭力と同義である。加藤繁氏は舊唐書食貨志の同文に「傭賃は人に雇はれて勞働するを謂ふ」と註しておられる。同氏譯註『舊唐書食貨志・舊五代史食貨志』岩波文庫、一九四八、九八頁參照。また、註⑯參照。

㉔ この史料によれば、「傭賃自資」は「窮苦之流」といわれ、前文の「農餘之輩」すなわち、製鹽・鑄錢・伐木・大工の類と對應されている。この對應が、區別なのか、それとも同義なのかは、これだけでは判別し難い。もし同義であれば、前文は傭賃の存在形態を說明することになり、逆に區別であれば、傭賃は農餘之輩にあらざる窮乏者すなわち貧農的存在であって傭賃により生計を補充しかろうじて自資するもの、という意味あいをもつことになるであろう。記して後考に俟ちたい。

㉕ 內藤乾吉「西域發見唐代官文書の研究」（西域文化研究第三・敦煌吐魯番社會經濟資料・下』一九六〇、のちに同氏の『中國法制史考證』一九六三所收）參照。

㉖ 李鵠の話が太平廣記では「童僕」の項に輯錄されていることも、これと關係があろう。沙州の逃戸が家僮の類いにひとしかったのと同樣に、李鵠も童僕と大差ないと考えられていた

のであろうが、兩者を隔てる時間の推移とともに「傭力自資」に上述のような發展がみられたことを考慮すれば、兩者のありかたにはそれ相應の差が生じている筈である。

㉗ 註㉕に同じ。

㉘ 仁井田陞氏は、この史料を、「獨立人が自身賃借の形式を以てせる雇傭の例」として引用しておられる。同氏『唐宋法律文書の研究』第二編第七章・雇傭文書、四二七、四三二頁、同『中國法制史研究、土地法・取引法』一九六〇、第三部第十章・敦煌發見の唐宋取引法關係文書（その二）、七三八頁、および同「中國の農奴・雇傭人の法的身分の形成と變質」（野村博士還暦記念論文集『封建制と資本制』一九五六）五三三頁參照。

㉙ 新唐書卷一五二・張鎰傳は、「傭保と爲り」の部分を「傭に託す」と表現している。

㉚ 新唐書卷一一五・狄仁傑傳。

㉛ 宋法海院新修石塔記、金石萃編補正卷二、鞠清遠著・福澤宗吉譯『唐宋工業史』一九五五、五七～八頁參照。

㉜ 舊唐書卷一八九・儒學列傳・王紹宗傳、新唐書卷一九九・儒學列傳・王紹宗傳、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』前掲四三二頁參照。

㉝ 新唐書卷一〇五・李義琰傳は、「流徙して還らざらんを恐る」としている。

㉞ 鞠清遠氏前掲書五八～九頁。孔經緯「關于唐宋時期已有資本主義萌芽的歷史事實」（新史學通訊、一九五六年三期）、文君「唐代的雇傭――評孔經緯先生關于唐代已有資本主義萌芽的意見――」（光明日報一九五七年三月二八日、のち『中國封建經濟關系的若干問題』一九五八所收）。なお、菊池氏の前掲展望論文參照。

㉟ 仁井田陞「中國の農奴・雇傭人の法的身分の形成と變質」前掲五三三頁、同『唐宋法律文書の研究』前掲四三三頁、同『中國法制史・增訂版』一九六三、三三二頁等參照。

㊱ 周藤吉之氏の前掲論文「唐末五代の莊園制」に列擧された、莊園の雇傭人・傭耕人の諸例に私が加えるべきものは未だない。

㊲ 仁井田陞氏によれば、敦煌發見の唐末五代の雇傭文書のばあい、雇傭期間は一ヵ年をこえない例が多く、しかも正月または二月から九月（秋收季節）まで、すなわち八、九ヵ月が主要勞働季節であり、勞働力不足がその原因である。前掲『中國法制史研究、土地法・取引法』、六六一頁等參照。そこに輯錄整理された多數の雇傭文書を社會經濟史的に研究する仕事は、私たちにのこされた大きな課題の一つであり、本稿ではとりあげられなかった。

㊳ 前掲拙稿「唐代後半期の諸問題」において大づかみに整理した諸雜稅の關係を、このような視角において體系づける必要がのこされる。